

朝倉少年フットボールクラブ会則

朝倉体育会

1. 名称

本会は朝倉少年フットボールクラブ（朝倉 F. C.）と称する。

2. 目的

本会は、サッカーの好きな少年・少女が集まり、正しい技術を習得しながら、協調性豊かな人間の育成と体力の増強を図ることに努める。なお、本会は朝倉体育会運営機構に含蓄されるものとする。

3. 構成及び運営

本会は、朝倉小学校校区内に在住する小学校過程に在籍する児童の入会者と、これに賛同する保護者で構成し、相互の連携を保ち、監督、コーチ、保護者が会の運営にあたる。また、朝倉小学校校区外に在住している場合でも小学校課程に在籍の児童であれば、監督、コーチ、役員会の承認によって入会することができる。

4. 役員

本会は、顧問及び会長（1名）、副会長、学年部長、会計、保険（若干名）、ホームページ担当等をもって役員会を構成する。その他に会計監査（1名）を選び、それぞれの任期は当年度総会の日より翌年度の総会の日までとする。役員に欠員が生じたときには補充し、その任期は前任者の残り期間とする。

5. 運営費

本会の運営は、保護者の会費及び地元有志などの寄付金、チームを応援してくれる団体の斡旋する物品販売により運営する。

1) 入会費は 1 人 2000 円とする。再入会も含む。

2) 会費は月額 2,000 円（1～3年）、3,000 円（4年～6年）とし、4ヵ月分を年3回払いとする。

3) 兄弟姉妹児は 2 人目より半額とする。

1 回目	4 月	5 月	6 月	7 月	4 月～7 月分の部費は会計が指定した日までに納入。
2 回目	8 月	9 月	10 月	11 月	7 月末振込み
3 回目	12 月	1 月	2 月	3 月	11 月末振込み

4) スポーツ保険・選手登録費については、会費とは別途集金しチームで申請する。

6. 監督、コーチ

監督またはコーチのうち 1 名は、朝倉体育会により推薦されたものとし、会長以下の役員は本会より人選を行うものとする。

7. 事故

- 1) 本会は万一事故の場合（競技中や車での送迎中等）一切の責任を負わない。また、責任者及び運転手に対しても責任を追究しないこと。
- 2) 入会者は必ずスポーツ保険に加入する。

8. 練習と試合

- 1) 選手起用及び作戦については監督、コーチに一任する。
- 2) 連盟への選手登録及び試合の参加申込みも同様とする。
- 3) 練習日は土曜日、日曜日、水曜日（季節による）、長期休業中を原則とし、その他は状況に応じて監督、コーチと協議の上決める。
- 4) 練習時間においては、病気、事故等やむを得ない理由以外は練習に参加すること。欠席の場合は事前に学年部長及び役員、監督、コーチのいずれかに連絡するか、選手に伝言を頼むこととし無断欠席をしないこと。
4年生以上は選手自身が担当指導員に直接連絡をする事。
- 5) 遠征試合などは監督、コーチ、役員相互の打合せによって配車等の連絡、管理、調整を行う。

9. 選手の服装と費用の支出

- 1) チームで必要な用具については本会で調達、準備する。
- 2) チームに必要な資格であると役員等が認めた場合、資格所得に要する費用は本会で負担する。
- 3) 私物については各個人で管理し、紛失、破損、その他の事故の場合、本会で負担しない。
- 4) 予算以外の支出については、会長へ連絡して承認を得る事とする。

10. 入会

本会に入会を希望する児童は、保護者の同意を得て、申込書に必要事項を記入し入会金・部費・保険代を振込、会長まで提出すること。

入部届を受け取った方は、記入漏れがないか確認し、受け取った人の学年部長に連絡をし、あとのやり取りは入部者担当の学年部長が行う。

11. 退部及び休部

- 1) 本会の趣旨に違反し、チームの規律などを乱すものは退部させる場合がある。
- 2) 保護者ならびに本人の申し出により退部することができる。この場合退部届けを提出すること。また病気、その他の理由で1ヶ月以上休部する者は休部届けを提出し、休部の間は会費を免除する。なお兄弟姉妹で入部し休部の場合は5の3項が適用されない。
- 3) 病気、ケガで1ヶ月以上活動に参加出来ない者は休部する事ができる。
- 4) 休部の間は会費を免除する。この場合は休部届けを提出し総監督の承諾を得る事。なお兄弟姉妹で入部し休部の場合は5の3項が適用されない。

12. 総会及び会計年度

本会は年1回4月中に年次総会を開催する。但し規約の改正及び役員欠員等が生じた場合は臨時総会を開催できるものとする。

また会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日を持って終了とし、会計監査は会計年度終了後速やかに会計監査を行い、年度総会の承認を得る事とする。

13. 年次総会の議案

年次総会は下記の事項について議決する。

- 1) 過年度の活動報告と新年度の活動計画案
- 2) 過年度の決算報告と新年度の予算案
- 3) 役員改選
- 4) 規約の改正
- 5) その他

付則

- 第1号 この会則は、1987年4月1日より施行改定する。
- 第2号 この会則は、1991年4月1日より施行改定する。
- 第3号 この会則は、1992年4月1日より施行改定する。
- 第4号 この会則は、1993年4月1日より施行改定する。
- 第5号 この会則は、1994年4月1日より施行改定する。
- 第6号 この会則は、2001年4月1日より施行改定する。
- 第7号 この会則は、2002年4月1日より施行改定する。
- 第8号 この会則は、2002年7月1日より施行改定する。
- 第9号 この会則は、2003年4月1日より施行改定する。
- 第10号 この会則は、2004年4月1日より施行改訂する。
- 第11号 この会則は、2005年4月1日より施行改訂する。
- 第12号 この会則は、2006年4月1日より施行改訂する。
- 第13号 この会則は、2011年4月1日より施行改定する。
- 第14号 この会則は、2012年4月15日より施行改訂する。
- 第15号 この会則は、2013年4月14日より施行改訂する。
- 第16号 この会則は、2014年4月13日より施行改訂する。
- 第17号 この会則は、2015年4月18日より施行改訂する。
- 第18号 この会則は、2017年4月22日より施行改訂する。
- 第19号 この会則は、2018年4月28日より施行改訂する。
- 第20号 この会則は、2024年4月21日より施行改訂する。